

鹿屋市伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出及び法第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に関し、森林法及び伐採及び伐採後の造林の届出書等の制度運用について（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(届出書等提出書類)

第2条 森林所有者等が、立木を伐採するにあたり、法第10条の8第1項に基づき、市長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる場合に添付しなければならない。

区 分	添 付 書 類	備 考
1 添付書類が確認できる書類	チェックリスト（別記第2号様式）	必須
2 伐採地及び搬出道が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしたもの	必須
3 土地所有者が確認できる書類	伐採地の登記簿謄本	必須
4 森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）	必須（土地所有者が森林所有者等と同一でない場合は、土地所有者分も添付すること。）
5 森林所有者等の意思が確認できる書類	確約書（別記第3号様式）	必須
6 作業路管理者、地元町内会等との協議が確	地域関係団体との協議書（別記第4号様式）	必須（ただし、該当する作業路及び町内会等

認できる書類		がないと認められる場合を除く。)
7 再造林の意向を確認する書類	再造林意向確認書（森林所有者等用）（別記第5号様式）	必須
8 土地所有者及び森林所有者等の変更を確認できる書類	土地の売買契約書又は立木の売買契約書	必要と認める場合（ただし、登記簿謄本の土地所有者と届出書の届出人が異なる場合又は登記簿謄本記載の土地所有者と森林所有者等が異なる場合。)
9 公道管理者、河川管理者等との協議が確認できる書類	関係施設管理者との協議書（別記第6号様式）	必要と認める場合
10 公道管理者への申請が確認できる書類	許可証等の写し	必要と認める場合

（計画の審査）

第3条 市長は、前条の規定により提出された届出書が、鹿屋市森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により、届出書に記載された内容が鹿屋市森林整備計画に適合すると認められるときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（別記第7号様式）を、それ以外の場合は伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書（別記第8号様式）を、届出書を提出した森林所有者等に通知するものとする。

3 第2項の通知は、確認通知書・適合通知書交付申請書（別記第9号様式）の提出のあった森林の所有者等及び伐採事業者に送付するものとする。

（伐採に係る森林の状況報告及び伐採後の造林に係る森林の状況報告）

第4条 伐採事業者は、届出書に記載した伐採が完了した日から30日以内に法第10条の8第2項の規定により、伐採に係る森林の状況報告書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

2 森林所有者等は、届出書に記載した人工造林及び天然更新による造林が完了した日から30日以内に法第10条の8第2項の規定により、伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記第11号様式）を提出しなければならない。

（てん末書）

第5条 届出書を提出することなく伐採を行った者（以下「無届伐採者」という。）は、伐採を行ったことが明らかになった場合、その事実が判明したときから遅滞なく市長に対し、てん末書（別記第12号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項のてん末書の提出があった場合は、指導書（別記第13号様式）により、無届伐採者に対し、指導するものとする。

（作業看板の設置）

第6条 森林所有者等は、伐採を開始する日前30日以内に、伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者名、連絡先、伐採面積及び伐採期間を看板にて掲げなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

鹿屋市長

様

【仲介者】

【届出者（森林所有者等）】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

住所

氏名

印

氏名

印

連絡先

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、裏面の遵守事項を確認し、伐採及び伐採後の造林を実施することを誓約します。

1 森林の場所

鹿屋市	町	番
-----	---	---

2 伐採の計画

【伐採事業者】 立木を伐採する権原を有する者	住所 氏名	印	連絡先
---------------------------	----------	---	-----

(1) 伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
作業委託先	伐採事業者と同じ・（事業者名：）		
伐採樹種			
伐採年齢	年（最低林齢：年～最高林齢：年）		
伐採の期間	年 月 日～年 月 日		
集材方法	集材路・架線・その他（）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 伐採後の造林の計画

【森林所有者等】 伐採後の造林に係る権原を有する者	住所 氏名	印	連絡先
------------------------------	----------	---	-----

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（）・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（）・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日～ 年 月 日		ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新 ・天然下種更新)	年 月 日～ 年 月 日		ha			
5年後において 適確な更新がな されない場合	年 月 日～ 年 月 日		ha	本		

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
 - 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
 - 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
 - 5 面積は、小数点第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
 - 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎ、その他の広葉樹の別に区分して記載すること。
 - 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
 - 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異年齢の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
 - 9 伐採の期間が年度を超える場合においては、2の伐採の計画を年度別に記載すること。
 - 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
 - 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
 - 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込み等の作業の種類を記載すること。
 - 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
 - 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
 - 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
 - 16 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
 - 17 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。
- ※ 届出に係る森林において過去に森林整備事業（造林補助事業）が実施されていた場合、その事業完了日から数年間は皆伐、転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、各地域振興局又は各森林組合にて確認すること。

遵守事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。2 地元町内会長及び隣接者に伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。3 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。4 伐採・搬出に市道又は法定外公共物（農道・林道等）を反復して利用する場合は、道路使用の許可を取り、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。5 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者又は伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。 |
|--|

上記を確認しました。
(確認後してください。)

- 伐採後の造林に係る権原を有する者
 立木を伐採する権原を有する者
 伐採事業者

伐採届及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。2 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。3 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。 |
|---|

上記を確認しました。
(確認後してください。)

- 伐採後の造林に係る権原を有する者

第2号様式（第2条関係）

チェックリスト

書類確認（以下の事項をチェックの上、提出してください。）

項目	No.	確認事項	確認内容	チェック	
				済	未済
届出書の 確認	1	届出者欄	住所、氏名及び連絡先を記載しているか。間違いはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	森林の場所欄	伐採箇所の記入に漏れはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	伐採事業者欄	住所、氏名及び連絡先を記載しているか。間違いはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	伐採の計画欄	伐採面積は記入しているか。間違いはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			主伐(皆伐・択伐)・間伐の別は記入されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			現地と樹種が一致しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			現地と林齢が一致しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			伐採の開始日は届出日の30日～90日の間か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	森林所有者等欄	住所、氏名及び連絡先を記載しているか。間違いはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	造林面積等の計画欄	人工造林、天然更新の面積内訳は記入しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		天然更新の場合、「天然更新補助作業」は記入しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	造林の計画欄	造林期間は記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		「造林樹種」「樹種別の造林面積」「樹種別の植栽本数」は記入しているか。間違いはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	森林以外に供される 場合の用途欄	用途を記入しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添付資料 の確認	9	伐採地及び搬出道が 確認できる書類	伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	土地所有者が確認 できる書類	伐採地の登記簿謄本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	森林所有者の住所が 確認できる書類	住民票（マイナンバーを省いたもの） （土地所有者が森林所有者と同一でない場合は、土地所有者分も添付すること。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	伐採者等の意思が 確認できる書類	確約書（別記第3号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13	作業路管理者、地元町 内会等との協議が 確認できる書類	地域関係団体との協議書（別記第4号様式） （ただし、該当する作業路及び町内会等がないと認められる場合を除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			再造林の意向を確認 する書類	再造林意向確認書（別記第5号様式）	<input type="checkbox"/>
	15	土地所有者及び森林 所有者の変更を確認 できる書類	土地の売買契約書又は立木の売買契約書 （ただし、登記簿謄本の土地所有者と届出書の届出人が異なる場合及び登記簿謄本記載の土地所有者と森林所有者が異なる場合のみ添付する。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16	公道管理者、河川管理 者との協議が分かる 書類	関係施設管理者との協議書（別記第6号様式） （ただし、関係施設管理者と協議が必要な場合のみ添付する。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			公道（市道又は農道） の管理者への申請が 確認できる書類	許可証等の写し （ただし、関係施設管理者の許可が必要な場合のみ添付する。）	<input type="checkbox"/>

確 約 書

（土地所有者名）

_____が所有する次の森林につきましては、私が、代表者として、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

なお、次の遵守事項を守り、本件に関する問題が発生した時は、私が責任をもって解決することを確約します。

遵守事項

- 1 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 2 地元町内会長及び隣接者に伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- 3 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- 4 伐採・搬出に市道又は法定外公共物（農道・林道等）を反復して利用する場合は、道路使用許可を取り、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- 5 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者又は伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

土地の所在地

年 月 日

住 所

氏 名

印

地域関係団体との協議書

_____地区の伐採については、次のとおり協議しました。

協議日 年 月 日

団体名

氏 名

印

協 議 内 容	協 議 結 果

協議日 年 月 日

団体名

氏 名

印

協 議 内 容	協 議 結 果

協議日 年 月 日

団体名

氏 名

印

協 議 内 容	協 議 結 果

協議者 _____

印

再造林意向確認書（森林所有者等用）

【確認年月日： 年 月 日】

項 目	内 容
森林所有者等氏名 (個人又は代表者)	印
山林の場所	鹿屋市 町 番
伐採面積 (ha)	(うち造林する面積：)
1 再造林の必要性、費用等について、伐採業者等から説明を受けましたか。	(1) 説明を受けた。 (2) 説明を受けていない。
2 造林しない（できない）理由は何ですか。 (※複数回答可)	<p>【造林をされない場合は、理由を記入してください。】</p> (1) 経費がかかるから。 (2) 山は儲からないから。 (3) どこに（誰に）頼めばいいかわからないから。 (4) 植えてくれる業者がないから。 (5) 苗木がない（買えない）から。 (6) 自分では山を管理できないから。 (7) 山を売りたいと考えているから。 (8) その他の理由 ()
3 最近の原木価格について知っていますか。 (説明がありましたか。)	(1) 知っている。 (2) 伐採業者から説明を受けて今回知った。 (3) 知らない。
4 造林や下刈りに補助金等の助成があることを御存じですか。	(1) 知っている。 (2) 伐採業者から説明で今回知った。 (3) 知らない。
5 今後、どうなれば造林すると思いますか。	
6 その他（自由意見）	

関係施設管理者との協議書

_____地区の伐採については、次のとおり協議しました。

協議日 年 月 日
団体名 (国道・県道管理者)
氏名 印

協議内容	協議結果

協議日 年 月 日
団体名 (市道管理者)
氏名 印

協議内容	協議結果

協議日 年 月 日
団体名 (農道管理者)
氏名 印

協議内容	協議結果

協議日 年 月 日
団体名 (河川管理者)
氏名 印

協議内容	協議結果

協議者 _____ 印

様

鹿屋市長



伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、鹿屋市森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：

伐 採 面 積： h a

伐 採 方 法：主伐・間伐 伐採率（ %）

伐 採 の 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで

伐 採 樹 種：

伐 採 齢： 年

造 林 の 方 法：人工造林（植栽・人工播種）・天然更新（天然ぼう芽更新・天然下種更新）による

造 林 の 面 積： h a

造 林 の 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで

【留意事項】

- ・ 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- ・ 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本適合通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・ 造林の方法が「天然更新」である場合において、5年が経過した時点で更新が図られないときは、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますので注意してください。
- ・ 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- ・ 届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・ 届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・ 届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- ・ 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- ・ 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・ 1ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。（林地開発許可申請）

様

鹿屋市長



伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：

伐 採 面 積： h a

伐 採 方 法：主伐（皆伐）（伐採率 100%）

伐 採 の 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで

伐 採 樹 種：

伐 採 齢： 年

伐 採 後 の 用 途：

【留意事項】

- ・ 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- ・ 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本確認通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・ 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- ・ 伐採後転用が実行されず、5年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますので十分注意してください。
- ・ 届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・ 届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・ 届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- ・ 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- ・ 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・ 1ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。（林地開発許可申請）

確認通知書・適合通知書交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

印

下記により提出した伐採及び伐採後の造林の届出書について、〔確認通知書・適合通知書〕の交付を申請します。

記

1 届出年月日

年 月 日

2 届出を行った森林の所在

鹿屋市 町 番

3 交付申請理由

--

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

【届出者（伐採事業者）】

立木を伐採する権原を有する者

住 所

氏 名

印

連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

鹿屋市 町 番

2 伐採の実施状況

Table with 4 columns: 伐採面積 (ha), 伐採方法 (主伐・間伐), 森林所有者の伐採跡地確認の有無 (有・無), 伐採樹種, 伐採年齢, 伐採期間 (年 月 日 ~ 年 月 日), 集材方法 (集材路・架線・その他), 集材路の幅員・延長 (m).

3 備考

Blank box for additional notes.

- 注 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
注 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
注 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
注 4 面積は、少数点第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
注 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
注 6 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
注 7 伐採年齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。

鹿屋市長 様

【届出者（森林所有者等）】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住 所

氏 名

印

連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

鹿屋市 町 番

2 伐採後の造林の実施状況

Table with 8 columns: 造林の方法, 造林の期間, 造林樹種, 樹種別の造林面積, 樹種別の植栽本数, 作業委託先, 鳥獣害対策. Rows include 人工造林 and 天然更新.

3 備考

Blank box for additional notes.

注1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 森林の所在場所ごとに記載すること。

4 面積は、少数点第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

6 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。

7 人工造林による造林を行った場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

8 天然更新による造林を行った場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合は、樹種別の造林本数欄に「別添のとおり」と記載することができる。

9 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(裏面)

更新状況チェックリスト

(確認日： 年 月 日)

- 更新樹種の稚樹の樹高が 50 cmを上回っており、周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- 更新樹種が 5 m × 5 m又は半径 2.83mの範囲内に 5 本以上生育している。
- 伐採跡地が全体的に更新されている。

【造林地の写真】

(撮影日： 年 月 日)

1 造林地前景の遠景

2 更新樹種の生育状況 (代表的な樹種の樹高、成立本数等が分かる近景)

鹿屋市長 様

【届出者（伐採事業者）】

立木を伐採する権原を有する者

住 所

氏 名

印

連絡先

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採に当たって森林法第10条の8に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりそのてん末を報告するとともに、今後、森林の伐採に当たっては関係法令を遵守し、適切な手続を行います。

記

1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者等

(1) 森林の所在場所

市 町 村	大 字	字	地 番	地 積 (ha)

(2) 森林所有者等（伐採後の造林に係る権限を有する者）の住所及び氏名

住 所 :

氏 名 :

2 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	年 月 日 ~ 年 月 日
伐採面積 (ha)	ha
伐採樹種及び林齢	樹種 () ・ 樹齢 (年)
本来届出すべき期日	年 月 日 まで

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A + B + C + D)	ha
人工造林による面積(A + B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C + D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本
5年後において適確な更新がな されない場合	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 無届伐採を行った経緯及び理由

5 再発防止に向けた対策

今後は、法令を遵守し、伐採を行う前に「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出します。

なお、これに違反した場合には、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解しました。

様

鹿屋市長



指 導 書

あなたは、地域森林計画の対象となっている下記の民有林の立木の伐採に当たって「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法第10条の8第1項の規定に違反していますので嚴重に注意します。

今後、森林の伐採に当たっては関係法令を遵守し、適切な手続を行うよう指導します。

なお、今後、同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

記

- 1 伐採箇所
- 2 伐採面積 ha
- 3 伐採樹種

【森林法抜粋】

第 10 条の 8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) ～ (11) (略)

【農林水産省令抜粋】

第 9 条 法第 10 条の 8 第 1 項の届出書は、伐採を開始する日前 90 日から 30 日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、1 通とする。

3 (略)